

富里市特定創業支援等事業に関する証明書交付要綱

(平成28年11月22日告示第189号)

改正 平成30年11月12日告示第121号

(趣旨)

第1条 この要綱は、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）に規定する認定創業支援等事業計画に記載された特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定創業支援等事業計画 法第128条第2項に規定する創業支援等事業計画で、富里市が作成し、主務大臣が認定した創業支援等事業計画をいう。
- (2) 特定創業支援等事業 法第2条第26項に規定する事業で、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号。以下「省令」という。）第8条に規定する創業を行おうとする者に対して継続的に行われる事業をいう。
- (3) 証明書 省令第7条に規定された特定創業支援等事業により支援を受けて創業を行おうとする者に対して、当該支援を受けたことを市長が証明するものをいう。
- (4) 認定連携創業支援等事業者 認定創業支援等事業計画において、創業支援等事業者として位置付けられ、主務大臣から認定を受けた富里市以外の事業者をいう。

(証明書の交付対象事業)

第3条 証明書の交付対象事業は、認定創業支援等事業計画のうち、特定創業支援等事業として主務大臣から認定された事業（以下「認定特定創業支援等事業」という。）とする。

(証明書の交付対象者)

第4条 証明書の交付を受けることができる者は、認定特定創業支援等事業による支援を受けた者のうち、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 法第2条第23項に規定する創業（以下「創業」という。）前の者

(2) 創業後5年未満の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市長が証明書の交付をしないものとする。

(1) 創業予定の事業等が公の秩序又は風俗を害するおそれがある者

(2) 暴力団員等（富里市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）である者

(証明書の交付申請)

第5条 証明書の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定による証明に関する申請書（別記様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、速やかにその適否を審査し、適当と認められるときは、証明書を申請者に交付しなければならない。

(証明書の交付に係る手数料)

第7条 証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

(証明書の交付申請期限)

第8条 交付対象者が証明書の交付の申請を行うことができる期間は、最後に認定特定創業支援等事業による支援を受けた日の翌日から起算して2年までの間とする。

(証明書の有効期限)

第9条 証明書の有効期限は、発行日から起算して1年間とする。

(名簿の作成，共有等)

第10条 認定連携創業支援等事業者は、創業者が認定特定創業支援等事業を修了したときは、当該創業者に係る名簿を速やかに作成し、市長に提出しなければならない。

2 名簿は、書面又は電子データにて作成するものとする。

3 名簿は、市長及び認定連携創業支援等事業者間で共有する。

4 市長は、認定連携創業支援等事業者から提供された名簿の情報を認定創業支援等事業計画に係る目的以外に使用しないものとし、個人情報について、富里市個人情報保護条例（平成27年条例第34号。以下「条例」という。）を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように適正に取り扱うものとする。

5 認定連携創業支援等事業者は、第3項に規定する名簿の共有に係る個人情報について、条例を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように適正に取り扱わなければならない。

(証明書の取消し)

第11条 市長は、証明書の交付を受けた者が、虚偽その他不正の事実により証明書の交付を受けたと認められるときは、当該証明を取り消すことができる。

2 前項の規定により証明を取り消された者は、直ちに交付された証明書を市長に返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成30年11月12日告示第121号)

この要綱は、公示の日から施行する。

別記様式（第 5 条関係）

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第 7 条第 1 項の規定による証明に関する申請書

年 月 日

富里市長 様

住所

電話番号

申請者氏名

印

(※法人の場合は代表者名)

産業競争力強化法第 1 2 8 条第 2 項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第 2 条第 2 6 項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容及び期間

2 設立する会社の商号（屋号）・本店所在地

(1) 商号（屋号）

(2) 本店所在地

3 設立する会社の資本額 万円（会社の場合）

4 事業の業種及び内容

5 事業の開始時期 年 月 日

第 号

年 月 日

富里市長

印

申請者が上記の認定特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明する。

有効期限

年 月 日まで